

遠いようで、 近い 役場

「私たちは、どんな制度を利用できるんだろう？」
「役場のどこさ、相談すればいいのかな？」等と、疑問に思ったことはありませんか？

令和7年9月号から12月号にわたり、広報ひがしどおりで、助成制度等を
一覧でご紹介します。

NEW! 今月号は、新たに新設された防災に関する助成事業をご紹介します。

補助金名：東通村防災士資格取得助成金

どんな方が対象

村の住民基本台帳に記載されている者で、防災士の認定登録を受けてから1年以内の者

助成金

助成金対称経費（講座受講料・教本購入費・試験受講料・認定登録料）。※上限は1人あたり2万円

内容

東通村防災安全課に申請が必要です。様式は村ホームページからダウンロードできます。

申請方法等は、防災安全課へお問い合わせください（☎0175-33-2262）

防災士ってなんだろう？

防災士とは、地域や職場、家庭などで防災活動を主体的に担う人材を育成するための資格です。

認定を行っているのは、特定非営利活動法人 日本防災士機構で、全国的に普及しています。

主な役割

- ・地域や職場における防災リーダー
- ・災害時の初期対応（避難誘導、応急救護、情報伝達など）
- ・平常時の防災啓発（訓練の企画、防災教育、防災計画づくり）
- ・行政・消防・自主防災組織との連携

